

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 営業損害（東洋蘭販売、造園業及び造園木・緑化木の販売業に係る逸失利益）

期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

- 2 追加的費用（別紙目録1記載の立木の処分費用）

期間 自 平成26年3月1日 至 平成26年7月31日

- 3 財物損害（別紙目録1記載の立木）

- 4 財物損害（別紙目録2記載の東洋蘭）

- 5 検査費用

期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年5月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、金8,552,110円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- 1 営業損害（東洋蘭販売、造園業及び造園木・緑化木の販売業に係る逸失利益）

2,248,230円

- 2 追加的費用（別紙目録1記載の立木の処分費用）

1,186,880円

- 3 財物損害（別紙目録1記載の立木）

2,850,000円

- 4 財物損害（別紙目録2記載の東洋蘭）

2,255,000円

- 5 検査費用

12,000円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年7月24日

（別紙目録省略）

（仲介委員 町田正裕）